

八潮市 防災機能を有する公園整備 基本構想

▶▶▶ 2019(平成31)年3月



八潮市

目次

| | |
|-----------------------------------|----|
| 1. 防災機能を有する公園整備基本構想について | 02 |
| (1) 策定の目的 | 02 |
| (2) 計画予定地の位置及び面積 | 02 |
| (3) 基本構想の位置づけ | 02 |
| (4) これまでの検討経緯 | 02 |
| (5) 基本構想の検討内容 | 03 |
| (6) 今後の予定 | 03 |
| 2. 上位・関連計画の概要 | 04 |
| (1) 第5次八潮市総合計画(平成28年3月) | 04 |
| (2) 都市計画マスタープラン(平成21年4月) | 04 |
| (3) 八潮市市街化調整区域まちづくり基本方針(平成30年11月) | 05 |
| (4) 八潮市緑の基本計画(平成28年4月) | 06 |
| (5) 八潮市地域防災計画(平成30年2月) | 07 |
| 3. 周辺の現況確認 | 08 |
| (1) インフラ整備状況 | 08 |
| (2) 土地利用状況 | 10 |
| (3) 現況の課題 | 12 |
| 4. 公園整備に向けた基本的な考え方の整理 | 16 |
| 5. 発災時機能・施設の検討 | 18 |
| (1) 防災公園の種類と計画予定地の位置づけ | 18 |
| (2) 計画予定地に求められる機能 | 18 |
| (3) 災害時における時系列系な利用の変化 | 19 |
| (4) 一般的な防災機能と関連施設 | 20 |
| (5) 防災関連公園施設の導入可能性の検討 | 22 |
| 6. 平常時機能・施設の検討 | 24 |
| (1) 都市公園に求められる機能 | 24 |
| (2) 計画予定地の特性 | 24 |
| (3) 計画予定地に求められる機能と役割 | 25 |
| (4) 近年における国の公園緑地行政の変化 | 26 |
| (5) 公園整備の具体化に向けた考え方 | 27 |
| (6) 市民等が利用しやすく、親しまれる公園の実現に向けた方策 | 28 |
| 7. ゾーニング・動線計画の検討 | 30 |
| (1) ゾーニングにおける留意事項 | 30 |
| (2) ゾーニング・動線計画(案)の検討 | 32 |
| 8. 概算事業費の検討 | 35 |
| 9. 今後の検討に向けた課題の整理 | 36 |

| | |
|---|----|
| 10. 参考資料 | 37 |
| (1) 防災拠点となる公園整備に関する基本方針(平成26年12月4日市長決裁) | 37 |
| (2) 防災機能を有する公園整備に関する予備調査(意向調査)について | 40 |
| (3) 庁内検討会議の概要 | 42 |
| (4) 指定緊急避難場所等の位置について | 44 |
| (5) 都市公園の種類 | 45 |
| (6) 防災関連施設の概要 | 46 |
| (7) 施設導入の視点と機能 | 49 |
| (8) 用語集 | 50 |

防災機能を有する公園整備基本構想について

(1) 策定の目的

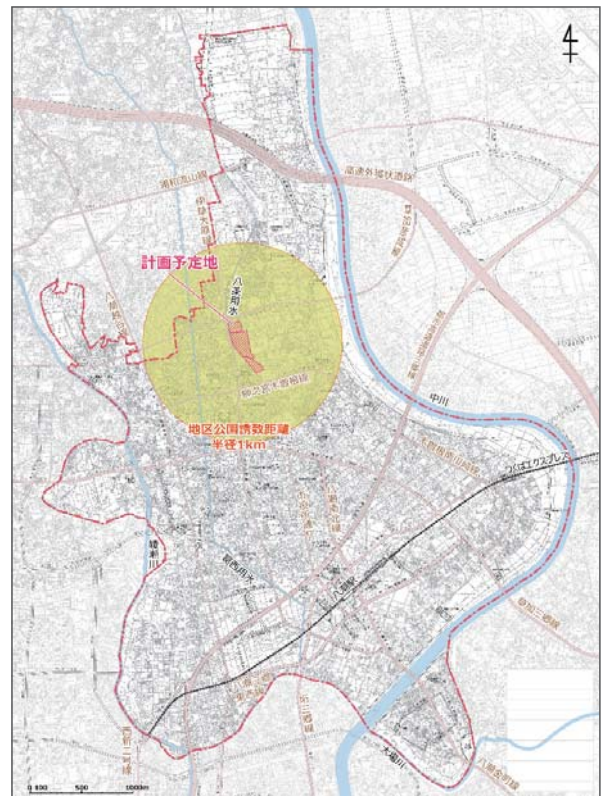
近年の大規模震災や台風、異常気象に伴う大雨等による自然災害の発生に対して市民の避難場所としてだけでなく、救援物資の受け入れや復旧活動など、防災の拠点となる公園の早急な整備が求められています。

このような状況を踏まえ、平成26年12月に決定した「防災拠点となる公園の整備に関する基本方針」に基づき、平常時は憩いやレクリエーションの場として、また、災害時は一時避難場所の他、救援物資の受け入れや搬送拠点としての機能を有する公園の整備を目指し、防災機能を有する公園整備基本構想を策定するものです。

(2) 計画予定地の位置及び面積

計画予定地は、県立八潮高校の西側周辺に位置し、面積は約6.5haを想定しています。計画予定地に隣接する施設としては県立八潮高校の他、八潮病院、八潮消防署、やしお生涯楽習館等が立地しています。

八潮市地域防災計画において、計画予定地周辺は「防災拠点となる公園の整備を進める」と位置づけられていることや、やしお生涯楽習館は災害時の本部設置場所の候補地にも指定されており、本市の防災上の重要な拠点となっています。



計画予定地位置図

(3) 基本構想の位置づけ

「八潮市防災機能を有する公園整備基本構想」(以下「基本構想」という。)は、本市の防災機能を有する公園のあり方及び今後の土地利用の方向性を明らかにし、防災公園としての基本的な整備方針を定めるものです。

(4) これまでの検討経緯

| | |
|----------|--|
| 平成26年12月 | ・「防災拠点となる公園の整備に関する基本方針」を決定 |
| 平成28年3月 | ・「第5次八潮市総合計画」において、スポーツ機能・レクリエーション機能や防災機能を有する都市公園の整備が位置づけ |
| 平成28年4月 | ・「八潮市緑の基本計画」において八潮高校西側周辺に防災機能を有する公園等の整備を推進すると位置づけ |
| 平成29年2月 | ・松之木町会との意見交換会を実施 ・隣接自治会の町会長への説明を実施 |
| 平成30年3月 | ・地権者への意向調査の実施 |

(5) 基本構想の検討内容

基本構想における検討内容は次のとおりです。

- ① 検討条件の設定 : 検討課題の抽出・確認、周辺環境(機能)抽出・確認
- ② 公園機能の検討 : 防災機能の検討、公園機能の検討、ゾーニング等
- ③ 概算事業費の検討 : 算定条件の設定、概算事業費の算定
- ④ 今後の課題整理 : 計画条件の課題整理

(6) 今後の予定

平成30年度

・基本構想の策定

平成31年度以降

・基本計画の策定及び都市計画決定図書作成
・関係機関協議
・住民意見交換会
・都市計画決定
・基本設計(用地測量、諸施設の検討及び決定、概算事業費算出等)
・事業認可
・実施設計・用地買収及び整備工事

※上記については、今後の進捗状況によっては変更が生じます。

上位・関連計画の概要

(1) 第5次八潮市総合計画(平成28年3月)

■ まちづくりの基本理念:『共生・協働、安全・安心』

■ 将来都市像:『住みやすさナンバー1のまち 八潮』

■ 分野別将来目標

- 教育文化・コミュニティ ～学びとつながりを大切にするまち～
- 健康福祉・子育て ～誰もがいきいきと暮らせるまち～
- 防災・防犯・消防・救急 ～誰もが安全で安心して暮らせるまち～
- 産業経済・観光 ～地域の特性を活かしたにぎわいと活力のあるまち～
- 都市基盤・環境 ～快適でやすらぎと潤いのあるまち～
- 新公共経営 ～協働で経営する自主・自律のまち～

■ 施策内容

- 地域防災計画の推進
 - ・「八潮市地域防災計画」に基づき、平時から災害に対する備えを充実します。
- 公園の整備
 - ・スポーツ・レクリエーション機能や防災機能を有する公園のほか、市民に身近な公園を整備します。

(2) 都市計画マスタープラン(平成21年4月)

■ 目標とする都市像:『安心して暮らせる快適都市やしお』

■ 都市づくりの基本方針

- 安全で“住みよい” 都市づくり
- 人にも自然にも“やさしい” 都市づくり
- 個性を活かした“美しい” 都市づくり
- にぎわいや活気にあふれ“活動しやすい” 都市づくり

■ 分野別方針

- 緑の拠点の形成
 - ・緑の拠点のうち規模の大きなものについては、災害時の避難場所等としての利用を考慮し、災害時対応の機能充実を図ります。
- 適正なオープンスペースの確保
 - ・市街地では幹線道路整備をはじめ、身近な公園、水辺空間、農地などのオープンスペースを適正に確保することにより、火災による延焼防止を図ります。
- 災害時にも安心な防災拠点・避難所等の整備
 - ・災害時における対策本部や防災拠点となる公共公益施設の機能充実を図ります。

■地域別構想:八条地域

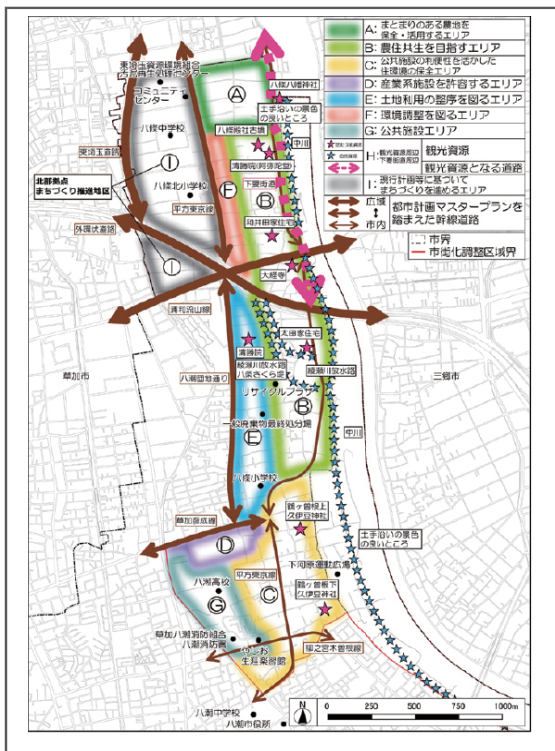
- ・豊かな自然環境の保全、基幹産業の活性化や良好な住環境の形成、防災性の向上の観点から、区域区分の見直しや地域地区の指定・見直しの検討、地区計画制度・土地区画整理事業の活用など適切な市街地整備手法により、地域特性にあわせた計画的な市街地整備を促進します。
- ・地域のコミュニティ活動の場となる身近な公園の計画的整備を推進します。

(3)八潮市市街化調整区域まちづくり基本方針(平成30年11月) (八潮市都市計画マスタープラン[市街化調整区域編])

■エリア別のまちづくり方針(公共施設エリア)

○防災機能を有する公園等の整備の検討

- ・やしお生涯楽習館や草加八潮消防組合八潮消防署等の公共施設が集積するエリアでは、八潮市緑の基本計画等において、大地震や大雨等による自然災害の発生などを踏まえ、八潮高校西側周辺に防災機能を有する公園等の整備が位置付けられていることから、今後、地域住民等の意向を反映しつつ整備に向けた検討を進め、防災対策等の充実を図ります。



まちづくり方針図:田園都市ゾーン

(4)八潮市緑の基本計画(平成28年4月)

■ 緑の将来像:『共生・協働による水と緑ゆたかなまち 八潮』

■ 緑の基本方針

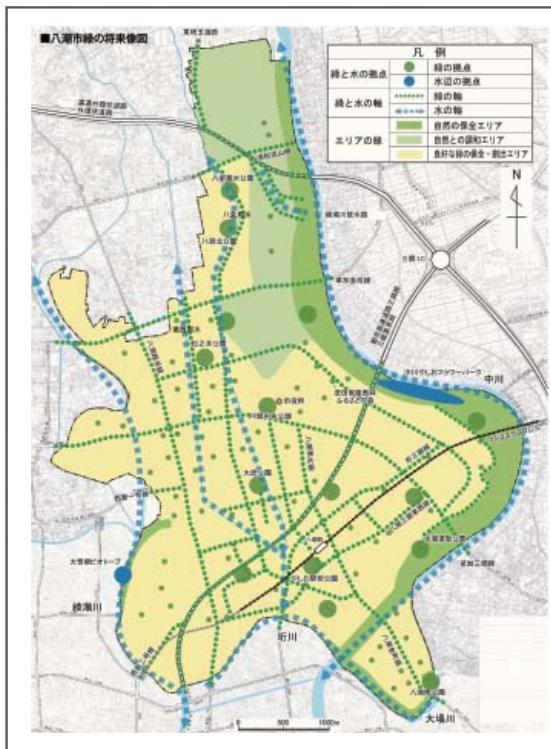
- 人と自然が共生するまち(自然の保全・活用)
- 地域や生物にやさしいまち(環境・生物多様性)
- 緑による安全・安心で快適なまち(防災・レクリエーション)
- 四季の彩りと調和した魅力あるまち(景観)
- 市民等とはぐむ緑ゆたかなまち(協働)

■ 緑に関する課題の整理

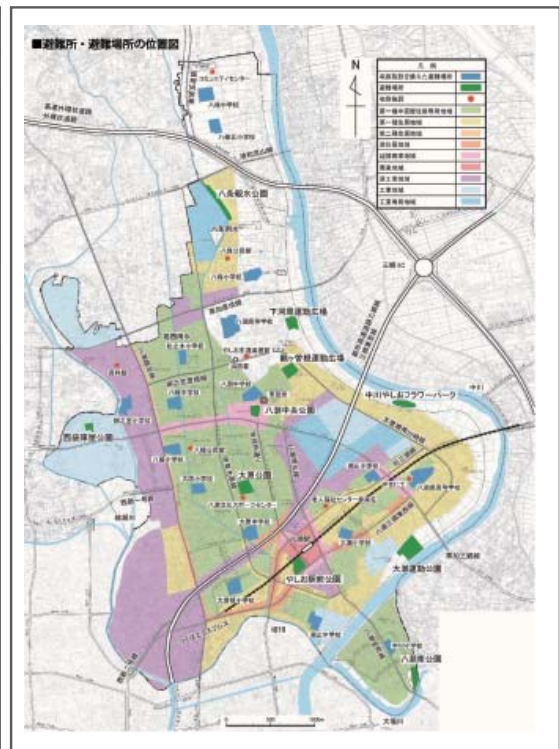
- 防災機能を有する公園の整備
 - ・災害発生時に避難場所や救援物資の受け入れや搬送拠点など様々な活動を行える、防災拠点となる公園の整備が求められます。

■ 施策の展開

- 防災機能を有する公園等の整備
 - ・大地震や大雨等による自然災害の発生などを踏まえ、八潮高校西側周辺に平常時にはスポーツやレクリエーションなど多目的な利用ができ、災害発生時等には防災拠点となる公園の整備を進めるとともに、防災機能を有する公園等の整備を推進します。



緑の将来像図



避難所・避難場所の位置図

(5)八潮市地域防災計画[震災対策編](平成30年2月)

■オープンスペース等の確保(第2部震災予防計画第3節第2)

○公園の整備

- ・指定緊急避難場所となっている公園や、警察、消防、自衛隊等応援部隊による活動、物資の集積・中継を行う広域防災拠点となる可能性が考えられる都市公園について、耐震性貯水槽や夜間照明、放送施設、非常電源施設等の災害応急対策に必要な施設の整備に努める。

■指定避難所等の指定(第2部震災予防計画第6節第1)

○防災公園の整備

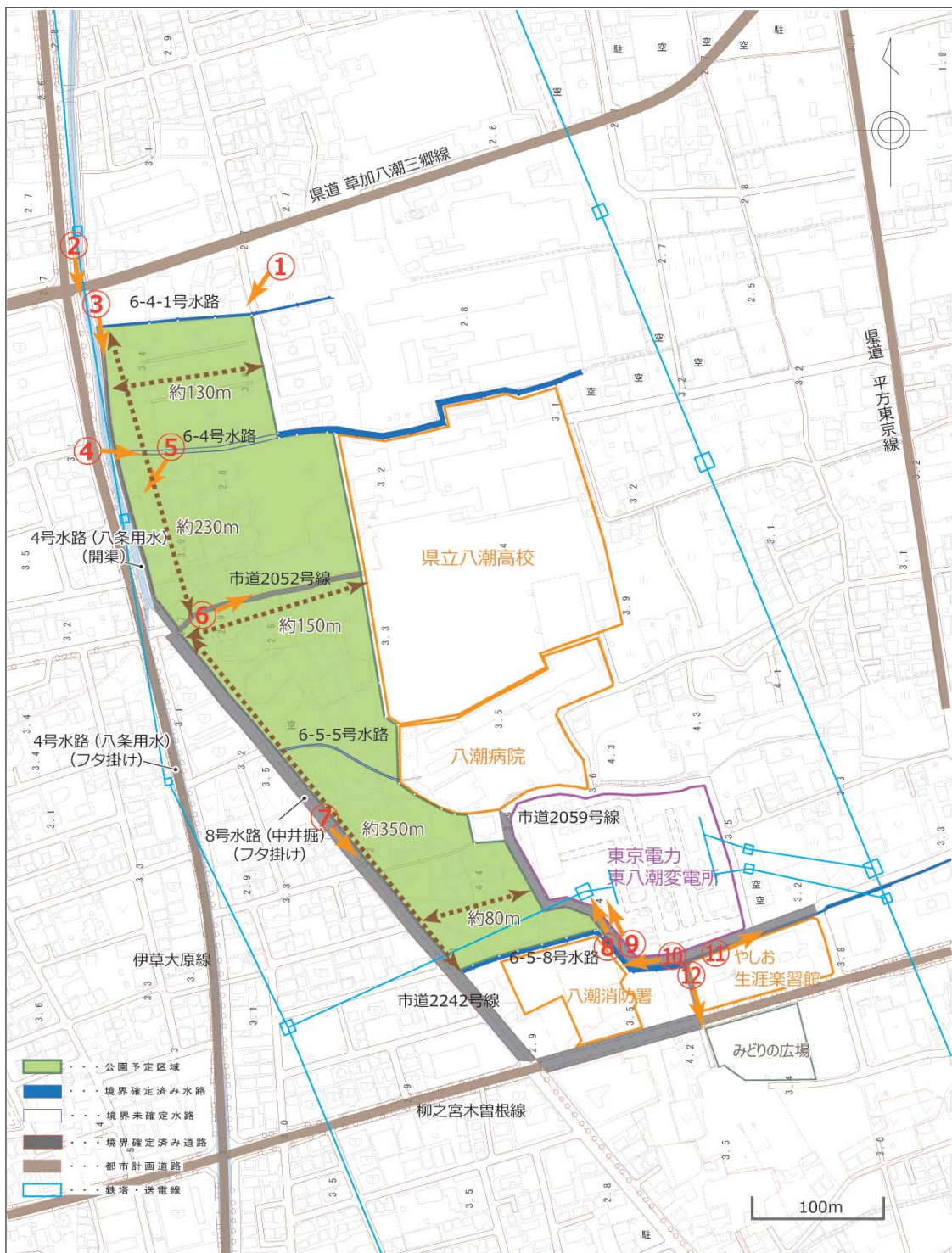
- ・大地震や大雨等による自然災害の発生などを踏まえ、八潮高校西側周辺に平常時にはスポーツやレクリエーションなど多目的な利用ができ、災害発生時等には防災拠点となる公園の整備を進めるとともに、防災機能を有する公園等の整備を推進する。

周辺の現況確認

(1) インフラ整備状況

計画予定地の西側地域は土地区画整理事業により道路が整備されていますが、東側地域はアクセス道路が少なく、狭幅員道路が多くなっています。また、西側に4号水路(八条用水)・8号水路(中井堀)が近接しているほか、小規模な水路が計画予定地内を複数通っています。

そのほか3方向に電力会社による鉄塔と送電線が設置されており、計画予定地南側の一部を横断しています。





①6-4-1号水路



②4号水路(八条用水)



③市道2052号線(西側)



④6-4号水路



⑤西側鉄塔



⑥市道2052号線



⑦市道2242号線



⑧東側鉄塔



⑨市道2059号線(東側)



⑩6-5-8号水路



⑪市道2059号線(西側)

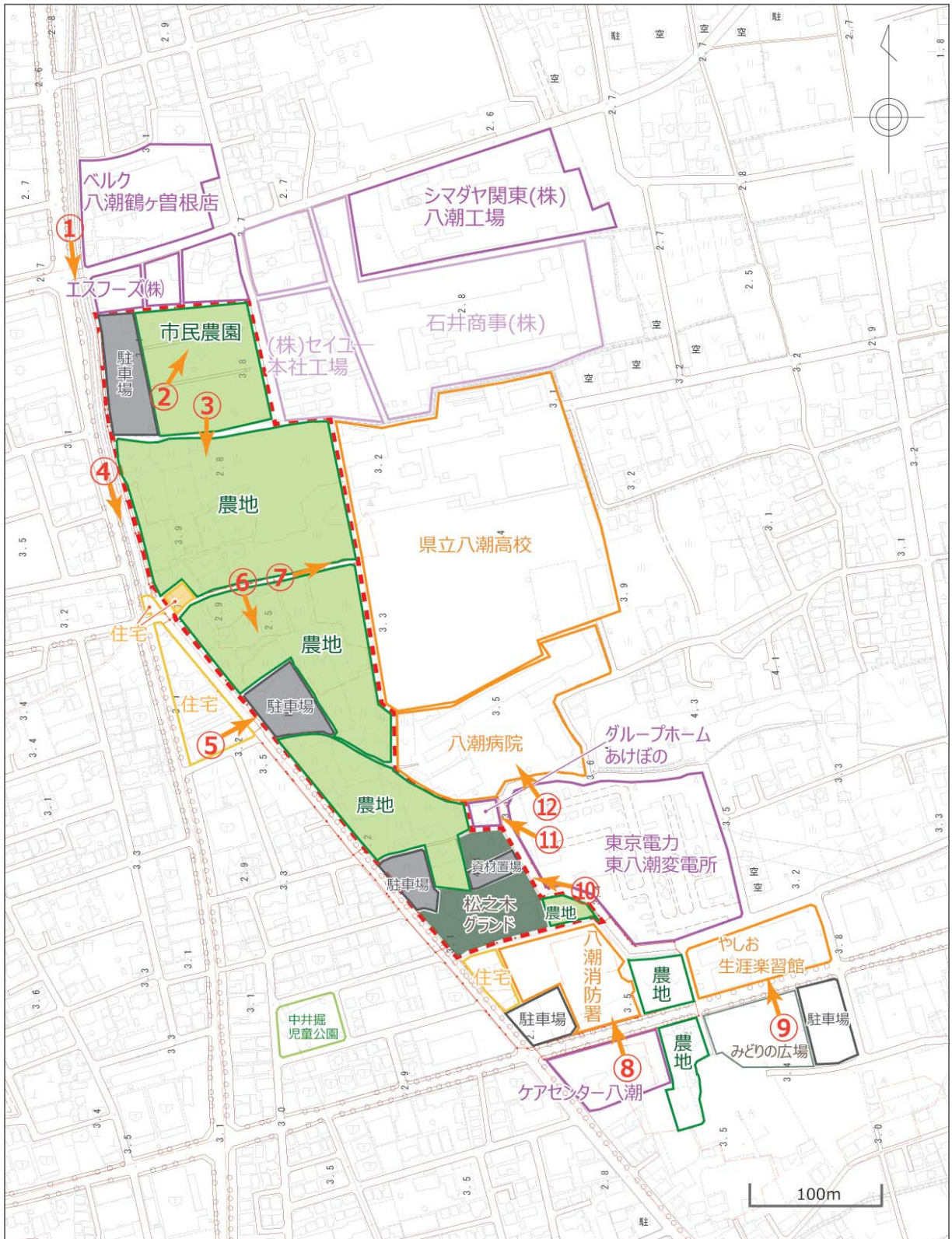


⑫市道2057号線

(2) 土地利用状況

計画予定地内の土地利用は一部に宅地や駐車場、資材置き場等があるものの、農地としての利用が主となっています。また、計画予定地の北側は市民農園として利用されています。

計画予定地周辺については北側は事業所が集積しているほか、東側に八潮高校や八潮病院、南側には八潮消防署や、やしお生涯学習館が隣接するなど公共公益施設が多く立地しています。





①4号水路(八条用水)



②市民農園



③計画予定地内



④西側隣接道路



⑤駐車場



⑥計画予定地内



⑦県立八潮高校



⑧八潮消防署



⑨やしお生涯楽習館



⑩資材置き場



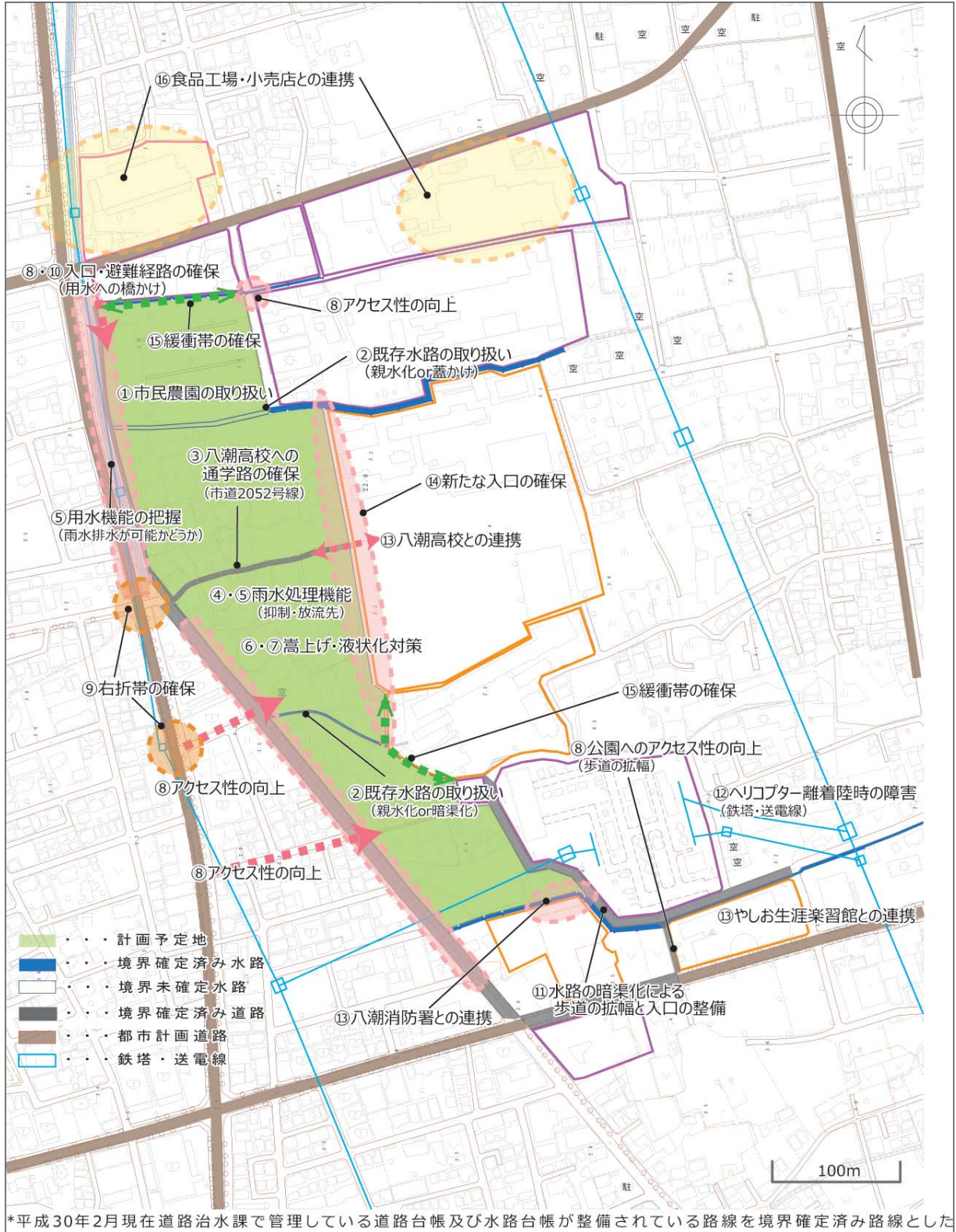
⑪グループホームあけぼの



⑫八潮病院

(3) 現況の課題

計画予定地及び周辺のインフラ状況、土地利用状況を踏まえた、現況課題の主な項目としては、「計画予定地内の主な課題」、「計画予定地へのアプローチ(入口・避難路)」、「周辺建物・施設との連携」の3点が挙げられます。



■主な課題一覧

| 大項目 | 中項目 | 内 容 |
|------------------------------|----------------|--|
| 計画予定地内の 主な課題 | 既存の機能 | ①市民農園の取り扱い ②既存水路の取り扱い(親水化or蓋かけ) ③八潮高校への通学路となる市道の取り扱い (2052号線) |
| | 雨水排水 | ④雨水流出抑制機能の検討 ⑤雨水排水放流先の検討 |
| | 地形・地盤改良 | ⑥河川の氾濫時に、浸水しないような嵩上げの検討 ⑦震災時の液状化対策 |
| 計画予定地への アプローチ (入口・避難路) | アクセス性の向上 | ⑧既存道路の拡幅によるアクセス性の向上・東側地 域からのアクセス道路の確保 ⑨周辺道路の円滑な交通動線の確保に向けた右折 帯の検討 |
| | 水路の取り扱い | ⑩水路の橋かけ等による新たな避難路の確保 (八条用水) ⑪水路の暗渠化による道部の拡幅と入口整備 (6-5-8号水路) |
| | ヘリポートの整備 | ⑫送電線・鉄塔に対するヘリポート整備の条件確認 |
| 周辺建物・施設との 連携 | 公共公益施設との連 携 | ⑬周辺の公共公益施設と防災機能の役割分担 (八潮高校・八潮消防署・やしお生涯学習館) |
| | 学校との連携 | ⑭八潮高校との連携のための、新たな入口の確保 |
| | 周辺建物への配慮 | ⑮緩衝帯の確保 |
| | 周辺事業者との連携 | ⑯食品工場・小売店との連携 |

※これらの課題については、今後の基本計画を検討する中で、関係課や関係機関等と検討していきます。

■ 計画予定地及び周辺の現況写真



① 市民農園の取り扱い



② 既存水路の取り扱い(蓋かけor親水化)



③ 高校への通学路の確保



⑥・⑦ 計画予定内の嵩上げ・液状化対策



⑧ 計画予定地西側への入口・避難路の確保



⑧ アクセス性の向上のための歩道の拡幅



⑧ 現状の計画予定地北側から入口の確保



⑧ 水路の橋かけによる避難路の確保



⑪ 水路の暗渠化による歩道の拡幅



⑫ ヘリポート整備の条件確認



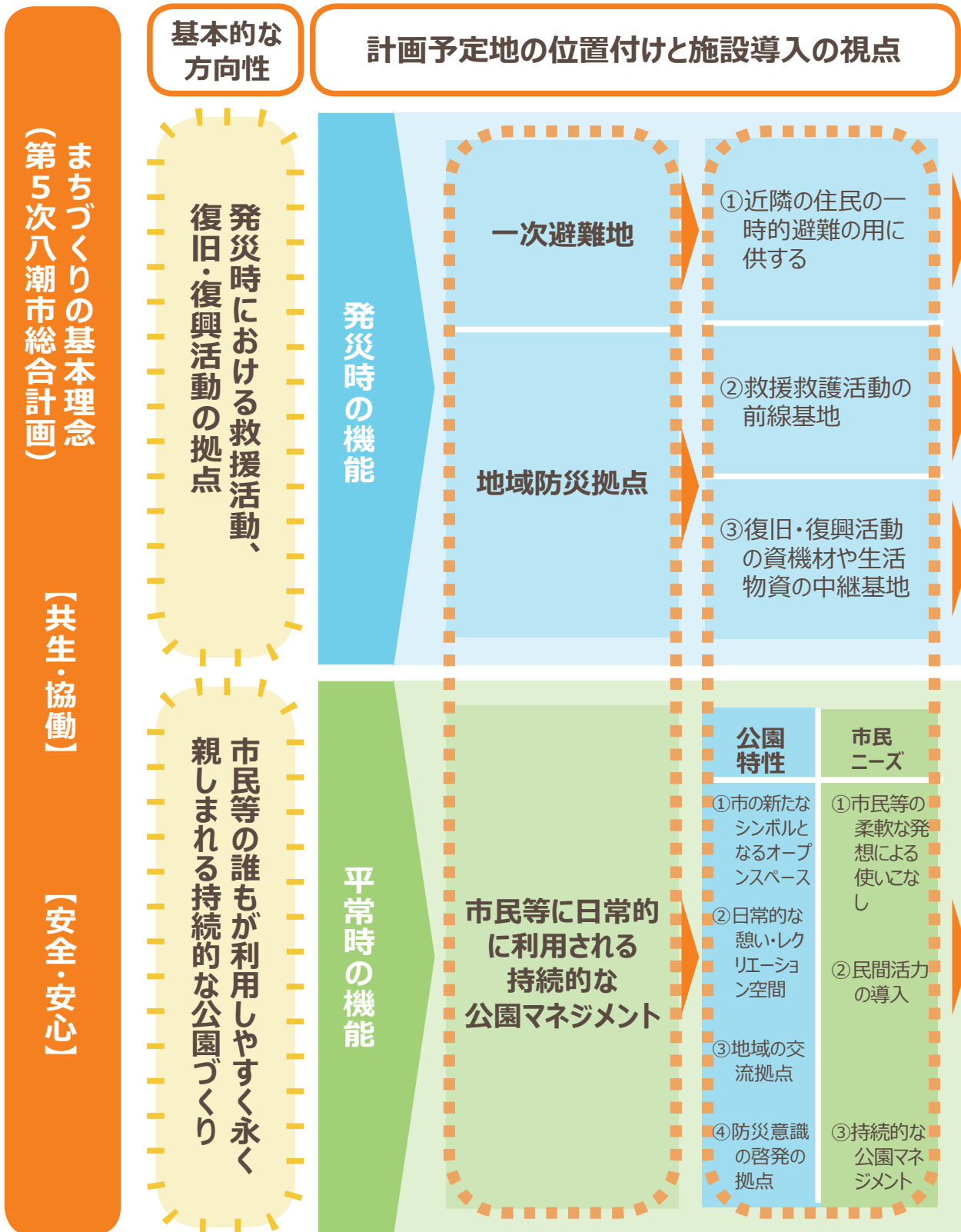
⑬ 公共公益施設との連携



⑭ 新たな入口の確保

公園整備に向けた基本的な考え方の整理

上位・関連計画や計画予定地及び周辺の現況等を踏まえ、公園整備に向けた基本的な考え方を以下の通り設定します。



必要な機能・施設

機能

災害の防止と軽減、及び避難スペースの安全性の向上、徒歩帰宅等の支援

施設

入口・外周形態、広場、マンホールトイレ、非常用放送設備、非常用通信設備、標識、非常用電源設備、非常用照明設備 等

機能

情報の伝達と収集、消防・救援、医療・救護活動の支援、防疫・清掃活動の支援、復旧活動の支援、各種輸送のための支援

施設

入口・外周形態、園路、広場、耐震性貯水槽、非常用井戸、水施設、マンホールトイレ、非常用放送設備、非常用通信設備、標識、非常用電源設備、非常用照明設備、公園管理事務所 等

市民等の意向や柔軟な発想に対応した施設・設備

ゾーニング・動線計画

発災時機能・施設の検討

(1) 防災公園の種類と計画予定地の位置付け

防災公園とは、地震に起因して発生する市街地火災等の二次災害時における国民の生命、財産を守り、大都市地域等において都市の防災構造を強化するために整備される、防災拠点、避難地、避難路としての役割をもつ都市公園及び緩衝緑地のことを指します。

計画予定地の面積は約6.5haのため、面積要件では「一次避難地」に該当しますが、基本的な機能としてはH26.12決定の「防災拠点となる公園整備に関する基本方針」を踏まえ「一次避難地」及び「地域防災拠点」の機能を備えた地区公園として検討します。

| 機能区分 | | 公園種別(都市計画) | 面積要件等 |
|-------|--------|------------------|----------|
| 拠点機能 | 広域防災拠点 | 広域公園 等 | 概ね50ha以上 |
| | 地域防災拠点 | 都市基幹公園 等 | 概ね10ha以上 |
| 避難地機能 | 広域避難地 | 都市基幹公園 広域公園 等 | 10ha以上※ |
| | 一次避難地 | 近隣公園 地区公園 等 | 2ha以上 |
| 避難路 | | 緑道 | 幅員10m以上 |

※周辺空地とあわせて10ha以上となる4ha以上の都市公園および周辺の不燃化状況等を勘案して10ha以上の都市公園と同等の有効避難面積が確保される概ね8ha以上の都市公園を含む

- なお、公園整備について、国庫補助金の対象事業としていくためには、広域避難地としての位置付けが必要となることから、計画予定地及び周辺の公共公益施設を含めた10ha以上の面積確保が補助要件となります。

(2) 計画予定地に求められる機能

一次避難地と地域防災拠点として求められる機能は以下の通りです。

一次避難地

大震火災や津波災害時等においては、主として近隣住民の緊急避難の場、広域避難地に至る避難中継基地としての役割を担う。

- 緊急避難の場
- 帰宅困難者の一時滞在の場
- 一時的避難生活の場
- 救援活動の場
- ・応急生活支援の場

地域防災拠点

より市街地に近い立地での救援救護活動や復旧・復興活動の前線基地、物資や資材の中継基地などの役割を担う。

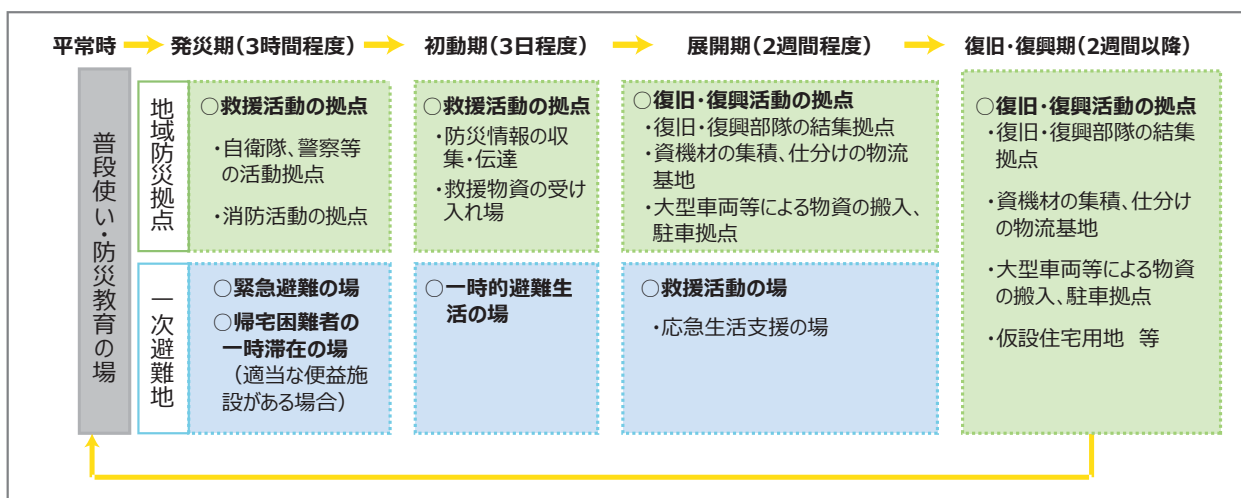
- 救援活動の前線基地
- ・自衛隊、警察、消防署等の活動拠点
- ・救助活動の拠点
- 救援活動の拠点
- ・救援物資の中継基地
- 復旧・復興活動の前線基地
- ・復旧・復興物資の集配拠点
- ・自衛隊の駐屯
- ・仮設住宅用地
- 一時的避難生活の場

(3) 災害時の時間経過に伴う利用の変化

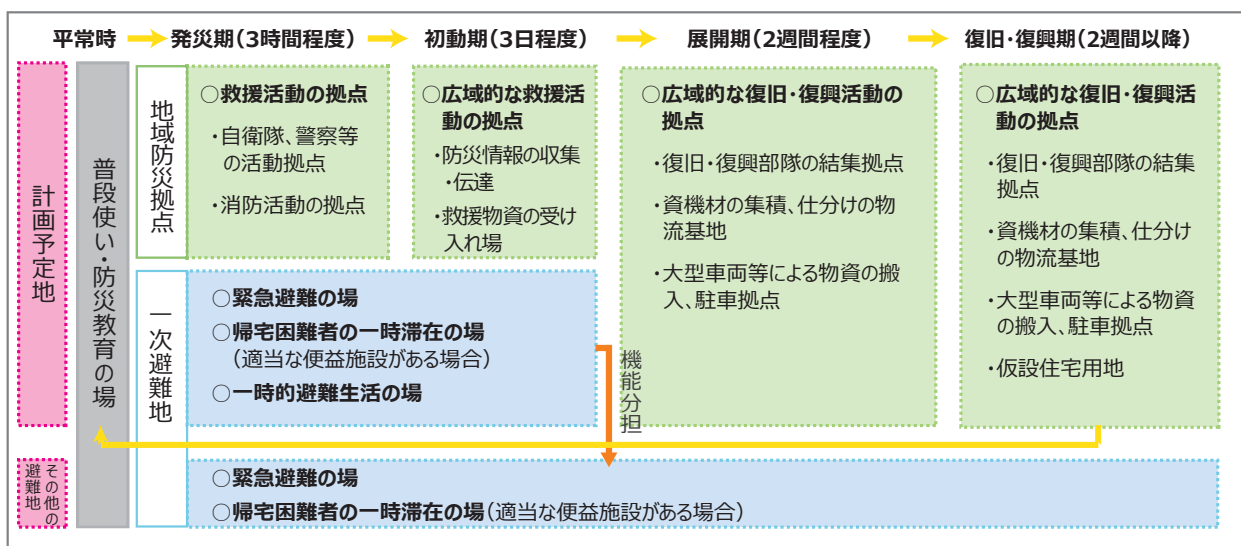
計画予定地については、周辺に隣接する公共施設と防災機能の役割分担の考え方を整理した上で、平常時、発災期、初動期・展開期、復旧・復興期の時間経過に伴う利用の変化を踏まえて検討する必要があります。

一般的な防災公園とは異なり、計画予定地周辺には避難場所となる公共施設等が充足しているため、本公園の時間経過に伴う利用の変化としては、発災期は一次避難地として近隣住民の一次的避難の用に供します。以降は地域防災拠点として救援救護活動の前線基地や復旧・復興活動の資機材や生活物資の中継基地として機能する公園とします。

<一般的な時間経過に伴う利用の変化>



<計画予定地の時間経過に伴う利用の変化>



(4) 一般的な防災機能と関連施設

■ 防災機能

発災時に防災公園が発揮する機能としては、一般的に以下の事項が考えられます。ここでは、防災公園の整備内容や導入すべき防災関連施設の検討に結びつく具体的な機能の整理をしています。

| 機 能 | 概 要 |
|---------------------------|---|
| ①避難 (一時退避、一時的避難及び広域避難) | 市街地延焼、火災、洪水、家屋の消失や倒壊等により、避難を必要とする場合の一時的避難や広域避難、避難路、発災直後の一時退避。 |
| ②災害の防止と軽減、及び避難スペースの安全性の向上 | 市街地火災等の延焼防止や遅延、及び避難スペースの災害者を延焼火災の輻射熱から守り、避難地としての安全性を向上させる。 |
| ③情報の伝達と収集 | 警報や予報等の災害発生前の情報伝達、災害時の災害状況や被害状況、避難、安否、救助、緊急・応急物資、及び生活関連の各種情報の伝達や収集。また、救援活動等の指揮・調整に関わる情報収集と伝達。 |
| ④消防・救援、医療・救護活動の支援 | 消防機関等や地域住民による救助活動、防火・消火活動、医療・救護活動等の支援。 |
| ⑤避難及び一時的生活の支援 | 避難生活に必要となる飲料水や生活用水他の雑用水、非常用トイレ、照明・エネルギー、及び一次避難生活や応急生活支援スペース等の提供。 |
| ⑥防疫・清掃活動の支援 | 検水や消毒等の防疫活動、消防活動、ごみ処理やし尿処理活動等の支援。 |
| ⑦復旧活動の支援 | 仮設住宅や生活スペース、復旧活動拠点スペース、がれき等の一時置き場等の提供。 |
| ⑧各種輸送のための支援 | 救助や救援等に必要となる物資や資機材、人員の輸送や中継地スペース、緊急用ヘリポート等の提供。 |
| ⑨徒歩帰宅等の支援 | 徒歩帰宅等に必要となる、飲料水やトイレ、情報等の提供。帰宅困難者等のための一時滞在スペースの提供。 |

出典：防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン(H28)

■ 防災関連公園施設一覧

一般的な都市公園における防災関連施設には、以下のようなものがあります。

| 区分 | 細区分 | 名称 | |
|--------|---------------------------------------|-----------------|----------------------------|
| 防災関連施設 | 防災関連公園施設等 (直接的に防災機能に役立つ施設) | 1) 園路・広場他 | 入口形態、外周形態、園路、広場、ヘリポート等 |
| | | 2) 植栽 | 防火樹林帯等 |
| | | 3) 水関連施設 | 耐震性貯水槽、非常用井戸、水施設、散水設備等 |
| | | 4) 非常用便所 | マンホールトイレ |
| | | 5) 情報関連施設 | 非常用放送設備、非常用通信設備、標識及び情報提供設備 |
| | | 6) エネルギー・照明関連施設 | 非常用電源設備、非常用照明設備等 |
| | | 7) 倉庫 | 備蓄倉庫等 |
| | | 8) 応急生活支援施設 | 屋根付き休憩所、調理施設等 |
| | | 9) 管理施設 | 公園管理事務所 |
| | その他の防災活用公園施設 (一般の都市公園施設で災害時に役立つ施設) | 10) 修景施設 | 植栽、日陰だな、つき山等 |
| | | 11) 休養施設 | 休憩所、ベンチ、野外卓、野外炉、炊事場、キャンプ場等 |
| | | 12) 遊戯施設 | 徒歩池、各種遊戯施設等 |
| | | 13) 運動施設 | 各種グラウンド、付帯する建築物等 |
| | | 14) 教養施設 | 各施設の建築物や屋外スペース等 |
| | | 15) 便益施設 | 駐車場、各施設の建築物、時計等、水飲み場、手洗い場等 |
| | | 16) 管理施設 | 倉庫、車庫、材料置場、ごみ処理場、給水・排水、電気等 |
| | | 17) その他の施設 | 集会所等 |

出典：防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン(H28)

※その他の防災活用公園施設とは、発災時に防災機能を十分発揮するために、防災関連公園施設では不十分な場合があり、一般的な公園施設についても救護活動や避難生活へ積極的に活用を図ることを検討する施設を指します。

※計画予定地は一次避難地並びに地域防災拠点としての機能を有する公園を目指しているため、基本的には全ての防災関連公園施設を導入することが望ましいですが、八潮高校や八潮消防署、やしお生涯楽習館等の公共公益施設と近接していることから、周辺施設との役割分担を踏まえ、効果的な機能導入を検討していくことが必要です。

(5) 防災関連公園施設の導入可能性の検討

計画予定地周辺には一次避難地の機能を担った施設が立地していることから、周辺の公共公益施設と連携を図りながら、必要となる施設を導入することとし、今回は主に、地域防災拠点としての機能を重視した施設導入の検討を行います。また、それぞれの導入可能性の判定を踏まえ、総合的な導入可能性として、計画予定地に必要となりうる施設の選定を行います。

| 施設 | 一次避難地 | | |
|----------------|-------|---|---------------------------------------|
| | 導入可能性 | 理由・留意点等 | |
| ①入口 | ◎ | 各方面からの避難経路を確保するため必要。 | |
| ②外周 | ◎ | 避難者の安全な進入を図るために必要。 | |
| ③園路 | ○ | 緊急車両の通行に考慮。 | |
| ④広場 | ◎ | 発災直後の緊急避難場所として必要。 | |
| ⑤専用ヘリポート | △ | 専用ヘリポートとしての整備ではなく、有事の際には広場をヘリポートとして活用することを検討。 | |
| ⑥防火樹林帯 | △ | 周辺地域は区画整理が進み密集市街地ではないため、公園へのアクセス性の確保を優先。 | |
| ⑦耐震性貯水槽※ | △ | 必要に応じて小規模タイプのものを検討。 | |
| ⑧非常用井戸 | ○ | 計画予定地周辺の条件等に沿って検討。 | |
| ⑨水施設 | ○ | 救援用の生活用水として活用。基本的には平常時の修景施設とし、導入するか検討。 | |
| ⑩散水施設 | △ | 一時的避難が可能となるよう火災の影響を軽減する必要がある場合。 | |
| ⑪マンホールトイレ | ◎ | 発災時に避難者が利用するために必要。 | |
| ⑫非常用放送設備 | ○ | 公園内の情報伝達のために必要。 | |
| ⑬非常用通信設備 | ◎ | 地域的な情報処理や平常時の利用や管理に対応するため必要。 | |
| ⑭標識及び情報提供設備 | ◎ | 平常時と災害時の利用を考慮し、識別しやすくすることが必要。 | |
| ⑮非常用電源設備 | ◎ | 主に非常用照明や非常用通信、標識類等の電源として、ソーラー等を検討。 | |
| ⑯非常用照明設備 | ◎ | 夜間時の活動もふまえ、必要最低限のものを検討。 | |
| ⑰屋根付き休憩所、調理施設等 | △ | 周辺の食品工場や小売店との連携を図りながら整備を検討。 | |
| ⑱倉庫 | 備蓄機能 | ○ | 必要に応じて最低必要な規模を検討。ファニチャー等を活用した収納形態を検討。 |
| | 集積機能 | △ | 必要に応じて最低必要な規模を検討。 |
| ⑲公園管理事務所 | ○ | 平常時の利用や発災直後の情報収集や公園内への避難誘導等の活動本部として必要。 | |

※飲料用としては3日間までの利用が望ましいため、水質の安全性を考慮し、時系列による利用方法の整理を検討します。

| 地域防災拠点 | | 総合的な 導入可能性 |
|-----------|---|---------------|
| 導入 可能性 | 理由・留意点等 | |
| ◎ | 大型車両の進入を確保するため必要。 | ◎ |
| ◎ | 公園に隣接する高校・病院・事業所との連携を図るために必要。 | ◎ |
| ◎ | 物資の運搬や自衛隊等の大型車両の通行を考慮。 | ◎ |
| ◎ | 自衛隊等による復旧復興活動の拠点、ボランティア活動の受け入れの場、ヘリポートの離着陸場として必要。 | ◎ |
| △ | 一次避難地と同様。 | △ |
| △ | 一次避難地と同様。 | △ |
| ◎ | 市内の復旧復興の活動拠点として必要。 | ◎ |
| ○ | 一次避難地と同様。 | ○ |
| ◎ | 救援用の生活用水や消防用水の貯留として活用。 | ◎ |
| ○ | 防火樹林を補完する散水等が必要となる場合に検討。 | ○ |
| ◎ | 地域的な支援のための仮設トイレの備蓄を検討。 | ◎ |
| ○ | 一次避難地と同様。 | ○ |
| ◎ | 一次避難地と同様。 | ◎ |
| ◎ | 一次避難地と同様。 | ◎ |
| ◎ | 一次避難地と同様。 | ◎ |
| ◎ | 一次避難地と同様。 | ◎ |
| ◎ | 一次避難地と同様。 | ◎ |
| △ | 一次避難地と同様。 | △ |
| ○ | 地域的な救援等に対応できる規模を検討。 | ○ |
| ◎ | 救援物資の荷捌きのために必要。 | ◎ |
| ◎ | 地域的な支援や復旧復興時の活動本部としての機能を発揮する場として必要。 | ◎ |

【凡例】◎：必要度が高い ○：基本的に該当する施設 △：必要に応じて導入する施設

平常時機能・施設の検討

(1) 都市公園に求められる機能

都市公園に求められる機能としては、『存在効用』と『利用効用』があります。

存在効用とは、公園緑地が存在することによって都市機能や都市環境等の都市構造上にもたらされる効果です。利用効用とは、公園緑地を利用する都市住民にもたらされる機能を指します。

【存在効用】

- ①都市形態規制機能… 無秩序な市街化の連坦の防止、都市の発展形態の規制あるいは誘導。
- ②環境衛生的機能…… ヒートアイランドの緩和、都市の気温の調節、騒音・振動の吸収、防風、防塵、大気汚染防止効果など。
- ③防災機能…………… 大規模地震火災時の避難地、延焼防止、爆発等の緩衝、洪水調節、災害危険地の保護等。
- ④心理的機能…………… 緑による心理的安定効果、美しく潤いのある都市景観、郷土に対する愛着意識の涵養。
- ⑤経済的機能…………… 緑の存在による周辺地区への地価上昇等の経済効果、地域の文化・歴史資産と一体となった緑地による観光資源等への付加価値。

【利用効用】

- ①心身の健康の維持増進
- ②子どもの健全な育成
- ③競技スポーツ、健康運動の場
- ④教養、文化活動等様々な余暇活動の場
- ⑤地域のコミュニティ活動、参加活動の場

(2) 計画予定地の特性

平常時の機能と施設を検討する上で、把握する計画予定地の特性は以下の通りです。

- ①現状の土地利用は田畑や草地としての利用が主である。
- ②計画予定地内には既存の水路が複数通っているほか、西側には八条用水が隣接している。
- ③計画予定地(約6.5ha)周辺には松之木公園(約8,500㎡)や中井掘児童公園(約2,000㎡)が立地しているが、計画予定地と同程度の規模の公園は本市には整備されていない。
- ④計画予定地周辺には、西側に伊草大原線が一部隣接し、北側に草加彦成線、南側に柳之宮木曾根線の都市計画道路がそれぞれ通っており、アクセスが良好である。
- ⑤計画予定地周辺には八潮高校をはじめとした八潮消防署等の多くの公共公益施設が立地している。

(3) 計画予定地に求められる機能と役割

都市公園に求められる機能や計画予定地の特徴を踏まえ、求められる機能と想定される役割を以下に整理しました。

本市には大規模な公園が整備されていないことやアクセス性等の立地的特性を踏まえ、新たなシンボルとなるオープンスペースの確保や日常的な憩い・レクリエーション空間、地域の交流や緑の拠点、防災意識の啓発拠点としての機能が求められます。

| 求められる機能 | 想定される役割 |
|----------------------|---|
| 市の新たなシンボルとなるオープンスペース | <ul style="list-style-type: none"> ・市民協働や民間活力の活用による新たな魅力創出の場 ・魅力ある都市空間の形成 |
| 日常的な憩い・レクリエーション空間 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民や来街者の憩いや散策の場 ・日常的な遊びやレクリエーションの場 |
| 地域の交流拠点 | <ul style="list-style-type: none"> ・イベントや大会等の開催の場 ・地域コミュニティ活動を促進する場 |
| 防災意識の啓発拠点 | <ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練の場 ・防災関連施設の体験等の場 |

■ 機能イメージ



シンボル機能



憩い・レクリエーション機能



地域の交流機能



防災意識の啓発拠点

(4) 近年における国の公園緑地行政の変化

都市公園に求められる機能に加え、近年では国においても、社会環境の変化や市民の価値観の多様化に伴い、民間活力を最大限活かして、緑・オープンスペースの整備・保全を効果的に推進するために、都市公園法が改正されています。

1 都市公園法の改正

① 公募設置管理制度 (Park-PFI)

- ・飲食店、売店等の公園施設の設置・管理を行う民間事業者を選定します。施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置が適用されます。

特例 1 : 設置管理許可期間の延伸により民間の参入促進、優良投資を促進 (10年⇒20年)

特例 2 : オープンスペースの確保のため規定していた建ぺい率を緩和 (原則2%⇒12%)

特例 3 : 占用物件の特例により住民の利便増進、事業者の収益向上による優良投資を促進。

(自転車駐車場、情報提供のための看板・広告塔を占用物件として設置可)

② 都市公園における保育所等の設置⇒都市公園内での保育所等の設置が可能に

③ 都市公園の維持修繕基準の法令化

- ・これまでは法律に基づいた基準はなく、遊具の指針等を技術的助言として地方公共団体に通知されていましたが、政令で定める都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準に適合するように行うものとなりました。

④ 運動施設率の参酌基準化

- ・地域の実情に応じた運動施設整備を可能とするため、運動施設率を参酌基準化 (50/100を超えてはならない⇒50/100を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合を超えてはならない。)

2 都市公園のマネジメント

緑とオープンスペースの持つ多機能性を最大限に引き出すステージへ移行しています。

- ・一律的な維持管理や硬直的な運用によって「公園は規制が多い」というイメージが先行
- ・都市公園の敷地内の維持管理に終始するのではなく、まちのため、市民のために都市公園のポテンシャルを発揮するマネジメント手法の確立が課題

- ・従来の維持管理の延長ではなく、総合的なまちづくりの一環として取り組むことが重要
- ・市民や民間事業者等もマネジメント主体として参画し、ニーズに応じた都市公園の多機能性の発揮が可能に
- ・都市公園の管理から、都市全体の経営の視点からの都市公園のマネジメントへ

(5) 公園整備の具体化に向けた考え方

整備の具体化に向けた考え方・整備イメージとして、公園特性から求められる機能に加え、市民等による日常的な使いこなしや民間活力の導入等による、持続的な公園マネジメントを目指していきます。実現にあたっては、計画予定地周辺の市民等や民間企業、公共公益施設等と連携を図り、公園をより魅力的にし、地域の拠点として機能することが求められます。

機能導入の考え方イメージ

公園特性から求められる機能



市民ニーズから求められる機能

市民等による日常的な使いこなし

- ・多様な活動を誘発させる使いやすい公園施設の整備
- ・市民等による日常的な公園の維持管理

民間活力の導入

- ・カフェ等の収益施設の設置による、平常時の賑わいづくり
- ・公園機能やサービス向上へ活用

持続的な公園マネジメント

- ・従来の維持管理によらないまちづくりとしての公園運営
- ・市民や民間事業者等による公園マネジメントの参画

市民等

民間事業者

市民団体

公共公益施設

計画予定地

(6) 市民等が利用しやすく、親しまれる公園の実現に向けた方策

市民等が利用しやすく、親しまれる公園の実現に向けては、公園を使う主役となる市民等の愛着や地域らしさを醸成させる必要があります。そのためにも計画の初期段階から整備後までの市民等の関わりを見据え、多様な市民等との対話による公園づくりが求められます。

方策

計画段階からの市民等との対話による公園づくり

計画段階からの関わり

計画段階から自分たちが「使う」視点になって考える。

整備後のあり方について「自分事」として意識づけ。

ワークショップ・アンケート調査

- ワークショップやアンケートを実施することで、計画の具体化に向けた意見の取り入れや市民の公園に対する意識を醸成。



市民等の関わりやマネジメントを含めた計画づくり

- 整備後の公園利用のルールや管理手法について考える。

整備後の積極的な関わり

市民等による日常的な公園の使いこなしによる、地域らしさの醸成、地域コミュニティの形成。

より魅力的な公園運営や維持管理における地域との連携により災害時の地域連携機能の強化へ寄与。

例：市民体育祭、公園等維持管理、防災訓練等



必要な
取組み・
施策案

ゾーニング・動線計画の検討

(1)ゾーニングにおける留意事項

ゾーニング・動線計画の検討にあたっては、発災時に防災機能が十分に発揮できるよう、かつ平常時の公園の様々な機能が損なわれないよう、以下の項目に留意して行います。

1 公園全体としての防災機能の発揮、及び各施設間の機能の補完

- 公園全体として発災時に防災機能が十分発揮できるか、また、各ゾーンや施設間で防災機能の補完が容易であるかどうか十分に留意する。
- スペースの活用や活動スペースとその活動に必要な施設等の観点から、各ゾーンが一部重複、または隣接していることが必要な場合もある。

2 平常時に対応したゾーニング・動線計画との整合

- 平常時に対応した一般的なゾーニング・動線計画を行う際、防災上の視点に基づいたゾーニング・動線計画も並行して行い、平常時の土地利用や動線等に支障とならないようにする。
- 基本的には、平常時に対応した考え方によるものとする。

3 公園周辺の状況との関係

- 避難広場ゾーンの配置については、公園周辺の避難路等の条件を検討することが必要である。
- 救援活動対応ゾーンについてもアクセスとの関係に注意する必要があることから、公園周辺の状況を十分考慮したゾーニング・動線計画とする。

4 避難と救援、歩行者と車両とを考慮した動線

- 避難と救援等の利用動線や歩行利用と救援車両等の進入・通行との関係を考慮した動線計画を行う。
- 入口部や周辺からの避難、救援のアクセスとの関係にも留意する。

5 時間経過による利用の変化

- 時間経過による利用の変化に対して、柔軟に対応できるように配慮する。

出典:防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン(H28)

<参考> 防災上の視点に基づくゾーニングの概要

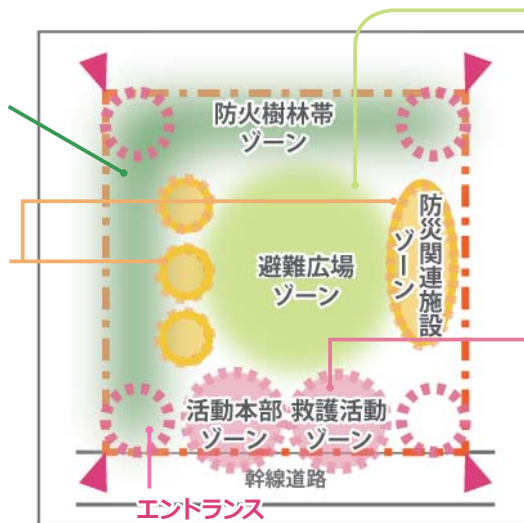
一般的なゾーニングを検討する上では、【防火樹林帯ゾーン】【避難広場ゾーン】【防災関連施設ゾーン】【救援活動対応ゾーン】の4つが考えられます。これらを整備する公園の種類や規模等に応じてゾーニングしていくことが必要になります。

防火樹林帯ゾーン

- 防火樹林帯等を主体とするゾーンであり、主として公園の外周部に設定する。

防災関連施設ゾーン

- 水関連施設や非常用便所等の防災関連施設を整備するゾーンであり、避難広場ゾーンの周辺部に設定する。
- 分散して設定することや、特にゾーンとして設定せず、施設配置のみを行うことがある。



避難広場ゾーン

- 市街地延焼火災等の安全性から、公園の中央部に設置する。
- 一部は避難者の一時的避難生活のためのスペースとして利用される。

救援活動対応ゾーン

- 消防・救援、医療・救護活動、その他諸活動のためのスペースや発災時の救援救護活動の拠点となるゾーン。
- 発災時の活動本部ゾーンと医療活動等の救護活動ゾーンの2つの機能がある。
- 緊急用ヘリポートを含むゾーンとする場合も、占用的な使い方が可能なゾーニングとする。

■ 各防災機能におけるゾーニングの留意点

一次避難地と地域防災拠点における、ゾーニングを設定する上での留意点は以下の通りです。計画予定地は、時間経過によって一次避難地から地域防災拠点としての役割に変化するため、【避難広場ゾーン】と【救援活動対応ゾーン】は重複した役割を持たせます。

一次避難地

【避難広場ゾーン】

- 避難広場としての利用が主となるため、アクセスが容易で平坦な地形とする。
- 【避難広場ゾーン】と救援や医療等の救護活動としての機能を持つ【救援活動対応ゾーン】は、必ずしも明確なゾーニングを行う必要はなく、通常の公園利用のゾーニングや動線計画をベースとして効率的なスペースの活用が図れるようにする。

地域防災拠点

【救援活動対応ゾーン】

- 幹線道路からのアクセスが容易な位置に配置し、それに関連する諸活動を考慮した動線計画を行う。

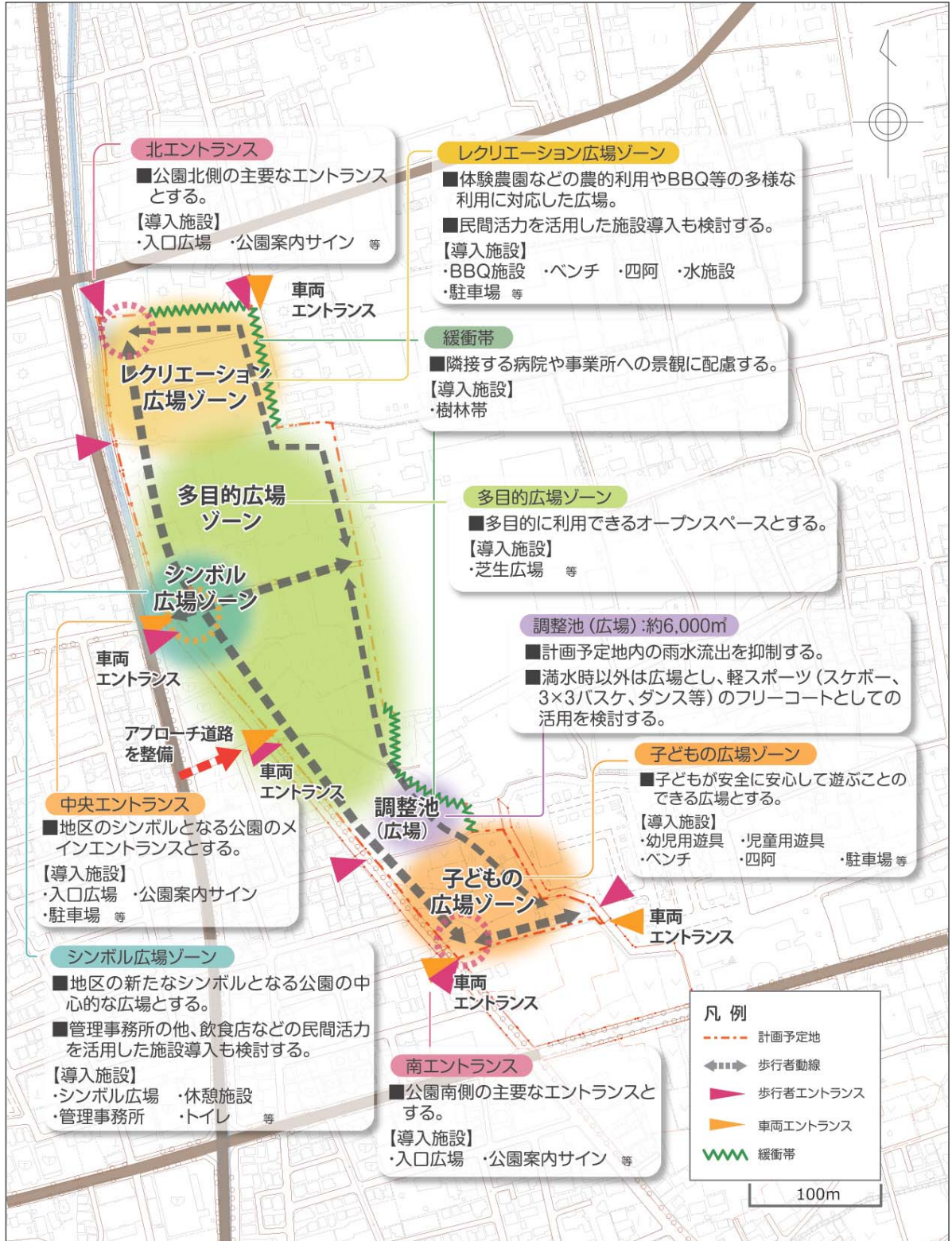
【避難広場ゾーン】

- 活動本部としての機能を持つ【救援活動対応ゾーン】とは動線が重複しない配置とする。
- 救援や医療等の救護活動としての機能を持つ【救援活動対応ゾーン】とは動線を隣接または一部重複させる。

(2) ゾーニング・動線計画(案)の検討

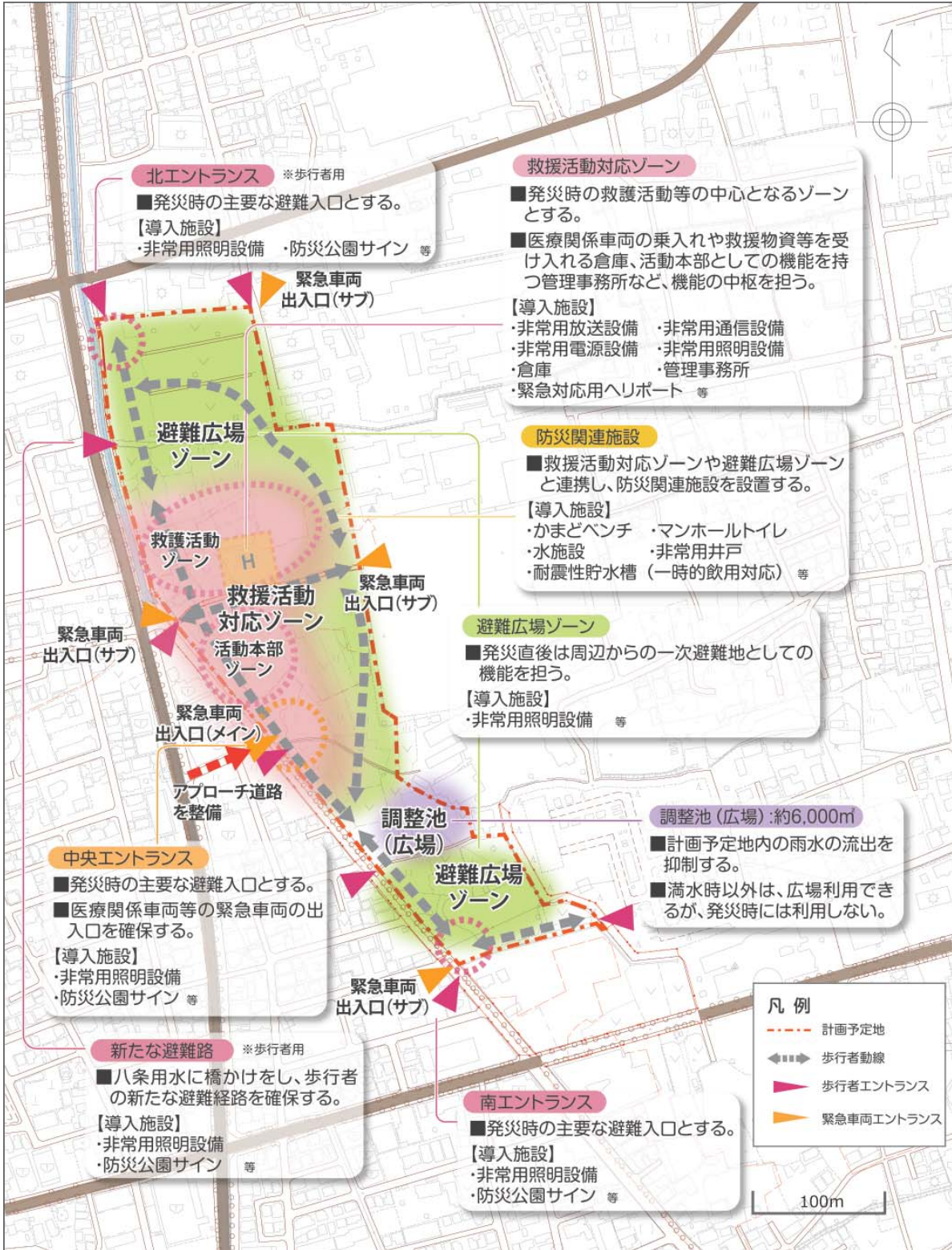
周辺の整備状況や計画予定地に求められる機能等の検討を踏まえ、平常時、発災期及び展開期におけるゾーニング・動線計画(案)を次のとおり想定します。なお、ゾーニング・動線計画(案)については、今後の基本計画等の検討や住民意見交換会等の実施の過程で変動が生じます。

① 平常時



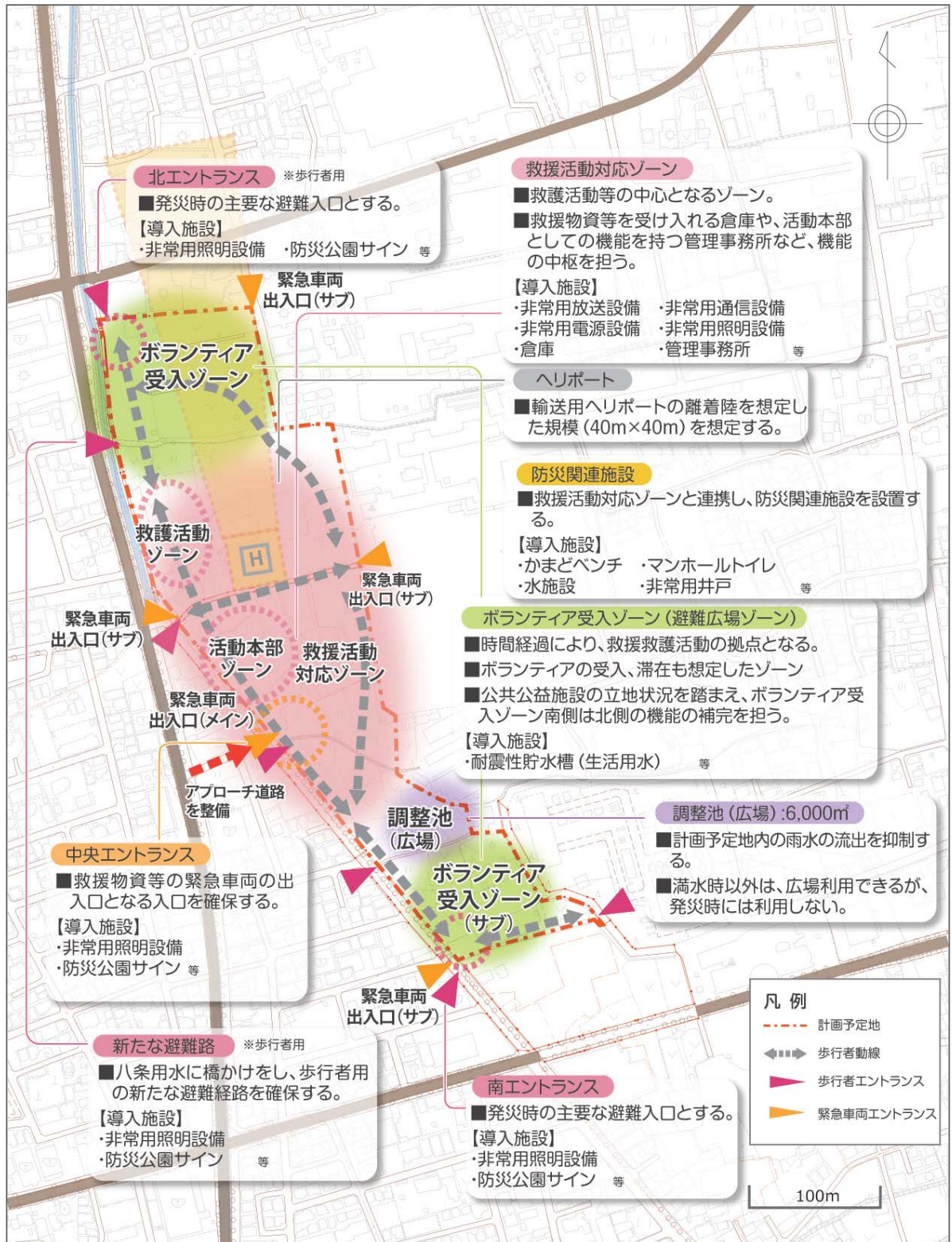
平常時のゾーニングは次年度以降、住民意見交換等により検討を進めていくため、今回は一例として作成。

②発災期(3時間~3日程度)



救護活動ゾーンは、ドクターヘリや消防用ヘリの離着陸を想定したゾーンとしての機能も検討する。

③展開期(3日~2週間程度)



発災から1ヵ月以降には仮設住宅の建設用地としての機能も検討する。

概算事業費の検討

■ 概算事業費

本事業を進めるにあたり、概算事業費を以下の通り想定しています。

概算事業費(想定) 約46億円(※)

| | | | |
|----|---------------------------|-------------------|------------------|
| 内訳 | 用地費 | 33,300円/㎡×65,000㎡ | = 2,164,500,000円 |
| | 施設費 | 35,000円/㎡×65,000㎡ | = 2,275,000,000円 |
| | 調整池整備費 | 50,000円/㎡×3,000㎡ | = 150,000,000円 |
| | 用地費 + 施設費 + 調整池整備費 = 46億円 | | |

※算定条件

- 用地費は、本市における市街化調整区域の用地買収の実績値を参考に設定しました。
- 施設費は、他市等の事例等を踏まえた概算の平米単価としています。
- 面積規模から算定した概算額であり、今後、具体的な整備内容を検討する中で変動します。

なお、国の補助事業(都市公園・緑地等事業)の活用や関連事業との連携を見込むこととし、可能な限り、市の財政負担の軽減に努めていくものとします。

今後の検討に向けた課題の整理

基本構想における検討を踏まえ、今後の検討に向けた課題としては次のとおりです。

| 大項目 | 小項目 | 課題 |
|----------|----------|--|
| ゾーニング | エントランス | <ul style="list-style-type: none"> ・整備にあたっての考え方や整備の優先順位の整理 ・右折帯の確保や信号設置、入口の確保等に係る、用地買収の検討 |
| | ヘリポート | <ul style="list-style-type: none"> ・設置位置等(進入角・隣接建物との関係)の整理 |
| | 駐車場 | <ul style="list-style-type: none"> ・配置の整理と運営形態の検討 |
| | 調整池 | <ul style="list-style-type: none"> ・規模・貯留形式の検討 |
| 検討の進め方 | ゾーニングの検討 | <ul style="list-style-type: none"> ・平常時のゾーニングについて市民参加の実施 |
| 導入施設の検討 | 防災関連施設 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設規模、位置、整備水準等の検討 |
| | スポーツ機能 | <ul style="list-style-type: none"> ・現在計画されている体育施設を公園内に整備する可能性 ・市内に分散されているスポーツ施設(テニスコート等)の集約の可能性 |
| 管理運営の仕組み | 管理運営の方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・食品工場、小売店との連携意向の確認 |
| 整備スケジュール | 整備時期の整理 | <ul style="list-style-type: none"> ・整備費用と整備スケジュールの整理 ・整備手法、財源等の検討 ・計画予定地内の市民農園の利用期限や道路整備時期の整理 |
| 機能区分 | 広域避難地の指定 | <ul style="list-style-type: none"> ・周辺公共公益施設等を計画予定地と併せて広域避難地として指定できるか検討 |

(1) 防災拠点となる公園整備に関する基本方針 (平成26年12月4日市長決裁)

1 防災拠点となる公園の必要性

近年では、東日本大震災や台風、さらには異常気象に伴う大雨等による自然災害が発生するなど、防災拠点の必要性が高まっている。

1 国の動向

国においては、都市の防災機能の向上により安全で安心できる都市づくりを図るため、地震災害時に復旧・復興拠点や復旧のための生活物資等の中継基地等となる防災拠点、周辺地区からの避難者や帰宅困難者を収容し、市街地火災等から避難者の生命を保護する避難地等として機能する地域防災計画等に位置付けられる都市公園等について緊急に整備を推進することとしている。

2 八潮市地域防災計画

地域防災計画では、防災拠点の整備について、災害発生後の応急・復旧対策を円滑に進めていくためには、応急・復旧対策に必要となる機能を集約・整理しておくことが必要であり、このため応急・復旧活動のみならず予防活動にも活用できる防災拠点を整備するとともに、その拠点のネットワーク化を図ることが位置付けされている。

以上のことを踏まえ、地震災害等に対して市民の避難場所としてだけでなく、救援物資の受け入れや市民への生活物資等の供給など、物流機能を有する防災拠点の早急な整備が求められていることから、公園整備事業として早期整備に向けて着手する。

2 第4次八潮市総合計画の位置付け

防災機能を有する公園の整備として、中川河畔地域において総合公園や防災運動公園の整備の推進が位置付けされている。

3 防災拠点となる公園整備の考え方

防災拠点となる公園の配置に関する基本的な考え方としては、防災公園の整備のガイドラインとなる技術ハンドブックによると各都市の実情を踏まえ関連する諸計画との整合を図りながら、都市公園の体系に合わせて以下の考え方に基づき配置することとしている。

1 整備位置

(1) 防災公園等が相互に連携し、全体として防災ネットワークを形成するよう配置する。

- (2) 想定される被害に対して効果的な位置に配置する。
- (3) 他の防災関連施設と連携できる位置として配置する。
- (4) 災害時においてアクセスの確保が容易な位置に配置する。
- (5) 避難困難地域の解消に資する位置に配置する。

以上の条件からアクセス道路、市民の緊急避難、防災機能確保等の観点から、交通利便性が良く、市内中心部に近い位置において整備する必要がある。

2 機能

平常時は、憩いやレクリエーションの場として、また、災害時は一時避難場所の他、被災者への救援物資の受け入れや搬送拠点としての機能を有することが必要である。

(1) 公園機能

- ① 園路又は広場 ② 植栽などの修景施設 ③ 休憩所、ベンチなどの休養施設
- ④ トイレ、水飲み場などの便益施設 ⑤ 照明灯などの管理施設 ⑥ 遊具などの遊戯施設

(2) 防災機能

① 防災拠点としての機能

- ・管理棟及び防災倉庫 ・荷捌き施設 ・ヘリポート ・ソーラー照明灯
- ・耐震性貯水槽 ・防災行政無線

② 避難場所としての機能

- ・炊き出し(かまどベンチ、手動井戸など) ・防災トイレ ・野営テント(スペースの確保)

4 防災拠点となる公園の整備にあたって

1 各ステップの計画策定

防災拠点となる公園の整備にあたり、基本事項をまとめた市民との協働による基本構想、基本計画の策定及び実現化に向けた実施計画の各ステップによる整備計画を策定する。

2 課題の整理

第4次八潮市総合計画では、防災機能を有する公園の整備は、地域をある程度特定した内容となっているため、第5次八潮市総合計画において「防災拠点となる公園整備の考え方」に基づき位置付けする必要がある。

3 計画の早期策定に向けて

地震災害等への対策は早急な整備が求められていることから、第5次八潮市総合計画への位置付けを前提に防災拠点となる公園の位置・機能について、課題等を整理し、整備計画の早期策定を目指す。

4 防災拠点となる公園の整備位置及び機能

「防災拠点となる公園整備の考え方」に基づき、次のとおりとする。

(1) 整備位置

市内中心部に近く、交通利便性の良い一定規模以上のスペースが確保できる位置として、都市計画マスタープランにおいて、草加彦成線と伊草大原線の交差付近に位置付けされている緑の拠点(地区公園)を含む区域を候補地として検討していく。

(2) 整備機能

公園機能と防災機能(防災拠点としての機能、避難場所としての機能)とし、必要な機能を整備する。

5 事業の推進に向けて

1 計画的な財源確保

計画的に整備を推進するため、都市計画決定による、国庫補助金の導入及び効果的な整備手法の導入を図る。

2 整理すべき事項

① 財政的配慮

区域割による計画的な整備(区域ごとに土地を確保し整備する)

② 防災機能の優先

防災拠点及び避難場所としての機能を優先的に整備

③ 市街化調整区域内における公共施設の整備

排水施設や道路、水道の整備

④ 防災拠点として周辺施設とのネットワーク形成

消防署、病院、民間の食品会社等との連携

⑤ 周辺環境への配慮

⑥ 整備に向けた関係機関協議

農地転用、税控除、調整池、補助金等

(2)防災機能を有する公園整備に関する予備調査(意向調査)について

1 経緯

第5次八潮市総合計画、八潮市緑の基本計画等において、八潮高校西側周辺に位置付けされている「防災機能を有する公園」について、今後の整備の方向性を検討していくため、平成29年10月から地権者の意向等を把握するアンケート調査を実施しました。

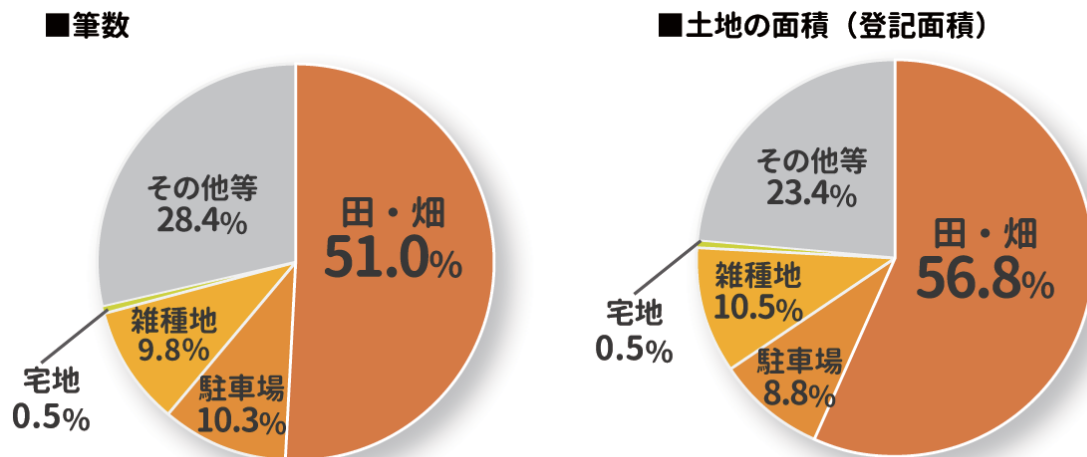
2 意向調査内容

- (1)調査期間…平成29年10月19日～平成29年11月6日
- (2)調査対象面積…約6.5ha
- (3)調査対象者…土地所有者 35名(総筆数 204筆)
- (4)調査内容…①所有地の利用状況について
②公園整備の賛否について

3 意向調査結果

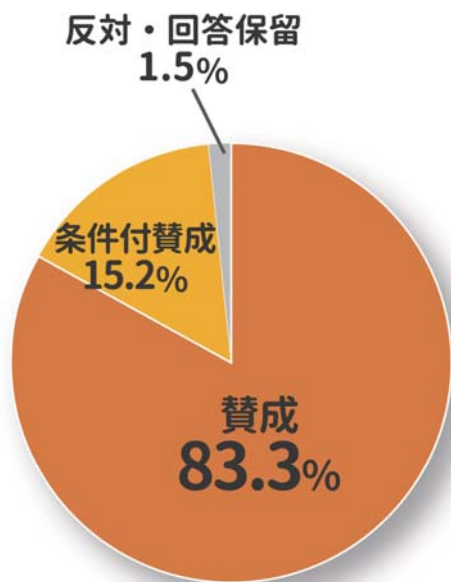
調査票を35名に発送し、回答者数は34名(回収率97.1%)であり、意向調査の結果は以下のとおり。(未回答の1名については、回答を保留すること。)

(1)所有地の利用状況について

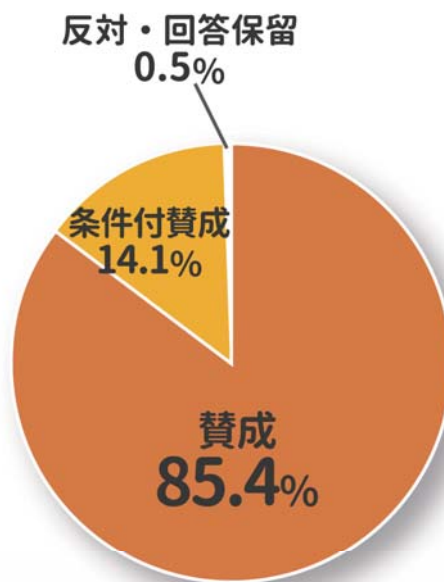


(2)公園整備の賛否について

■筆数



■土地の面積（登記面積）



(3)条件付き賛成の方の主な内容

- ①代替地を希望する。
- ②現在、駐車場等として貸しており、条件によっては売却しても良い。

(4)反対の方の理由

- ①自己利用したい。

(3) 市内検討会議の概要

1 防災機能を有する公園整備市内検討会議設置要綱

第1条(設置)

近年の大規模災害の発生に対する防災拠点の必要性が高まっている状況を踏まえ、地震災害等に対して市民の避難場所としてだけでなく、救援物資の受け入れや復旧活動など、防災の拠点となる公園の早急な整備が求められていることから、公園整備に向けた基本構想等を策定するため、防災機能を有する公園整備市内検討会議(以下、「市内検討会議」という。)を設置する。

第2条(所掌事項)

市内検討会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 防災機能を有する公園整備に向けた基本構想等の係る調査及び研究に関すること。
- (2) その他基本構想等の策定に必要な事項に関すること。

第3条(組織)

- (1) 市内検討会議は、別表1に記載する職にある者をもって構成する。
- (2) 議長は都市デザイン部副部長、副議長は危機管理防災課長の職にある者をもって充てる。

第4条(草加八潮消防組合に対する出席の要請)

市長は、草加八潮消防組合と情報共有を図るため必要があると認めるときは、当該組合の職員に出席を要請することができる。

第5条(会議)

- (1) 市内検討会議は、必要に応じ議長が招集する。
- (2) 議長は、市内検討会議の会務を総理する。
- (3) 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- (4) 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を市内検討会議に出席させることができる。

第6条(庶務)

市内検討会議の庶務は、都市デザイン部公園みどり課において処理する。

第7条(委任)

この要綱に定めるもののほか、市内検討会議に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、市長決裁のあった日から施行する。

2 防災機能を有する公園整備市内検討会議 委員名簿

- | | | |
|--------------|----------|----------|
| ◎都市デザイン部 副部長 | ・都市農業課長 | |
| ○危機管理防災課長 | ・道路治水課長 | |
| ・政策担当主幹 | ・公園みどり課長 | |
| ・企画経営課長 | ・施設課長 | |
| ・スポーツ振興課長 | | ◎議長 ○副議長 |

この名簿をもって委員の任命に代えます。

平成30年8月27日

八潮市長 大山 忍

3 検討経過

第1回
平成30年
9月28日

基本的な条件

計画予定地の位置づけと役割の整理

平成30年
10月25日

市川市防災公園現地視察

第2回
平成30年
10月30日

計画予定地の位置づけと役割の再確認

防災関連施設の
導入可能性の検討

公園整備の
実現に向けた方策の検討

基本的な考え方の整理

第3回
平成30年
11月28日

必要な機能のとりまとめ

ゾーニング・動線計画の検討【発災時・平常時】

第4回
平成30年
12月26日

全体とりまとめ(基本構想(素案))

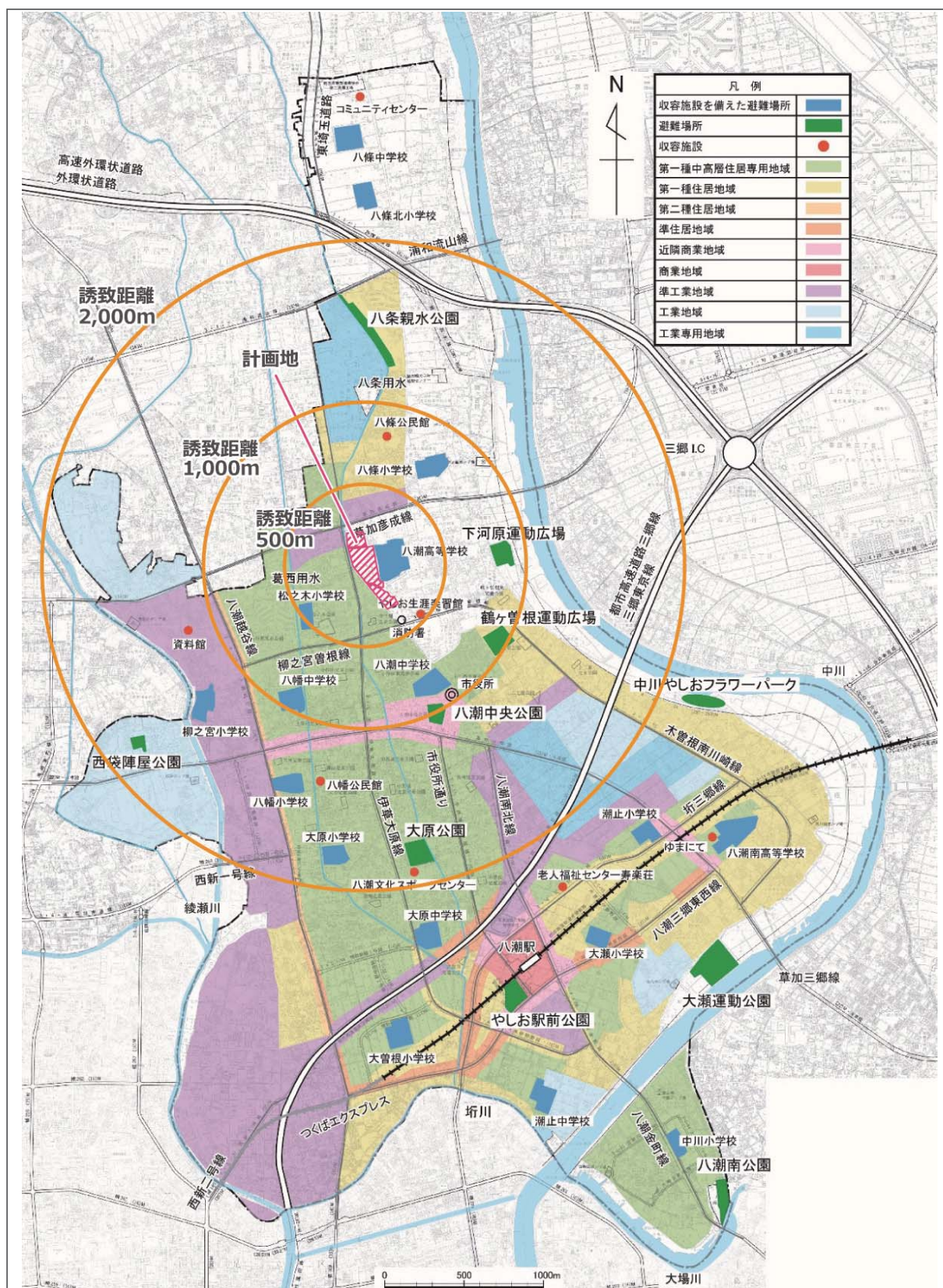
今後に向けた課題の整理

平成31年
1月~3月

基本構想

(4) 指定緊急避難場所等の位置について

市内の指定緊急避難場所等の位置は以下の通りです。多くの公共公益施設が緊急指定避難場所として指定されています。



八潮市緑の基本計画「避難所・避難場所の位置図」に加筆

(5) 都市公園の種類

一般的な都市公園における、種類と概要は以下の通りです。

| 種類 | 種別 | 内容 |
|--------|------|--|
| 住区基幹公園 | 街区公園 | もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離250mの範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。 |
| | 近隣公園 | 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり1箇所を誘致距離500mの範囲内で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。 |
| | 地区公園 | 主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離1kmの範囲内で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。 |
| 都市基幹公園 | 総合公園 | 都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。 |
| | 運動公園 | 都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。 |
| 大規模公園 | 広域公園 | 主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圈等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。 |

(6)防災関連施設の概要

一般的な都市公園における、防災関連施設の概要は以下の通りです。

| 施設 | 概要等・整備にあたっての留意点等 |
|-------|--|
| 入口形態 | <p>公園内への避難や諸活動時の入口として、避難者や緊急車両等に対応できる整備形態。</p>  |
| 外周形態 | <p>緊急避難時の公園への入口以外からの進入や、避難時の安全性の向上等に対応できる整備形態。</p>  |
| 園路 | <p>避難や諸活動時の動線として、避難者や緊急車両等の通行に対応できる園路。</p>  |
| 広場 | <p>発災時の安全性が確保・考慮された広場。想定する諸活動の利用に対応できる規模や性能を確保。</p>  |
| ヘリポート | <p>消防救援、応急物資・救援物資輸送、復旧資材・資材輸送等のための緊急用ヘリポート。</p> <p style="text-align: right;">出典：エアロシティ(株)HP</p>  |
| 防火樹林帯 | <p>火災等における延焼遅延や防止、避難広場等の安全性を確保するための植栽。</p>  |

出典：防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン(H28)より作成

| 施 設 | 概要等・整備にあたっての留意点等 |
|----------|--|
| 耐震性貯水槽 | <p>発災時の飲料用、消火、生活用及び散水等の様々な用途のための水を貯留する。</p> <p>出典：(株)ホクコンHP</p>  |
| 非常用井戸 | <p>生活用水等の様々な利用。条件により、滅菌装置等にて飲料としても利用可能。</p>  |
| 水施設 | <p>池等の水施設については、消火、生活用及び散水等の様々な用途のための水を相当量かつ開水面として貯留可能。</p>  |
| 散水施設 | <p>防火樹林帯の機能を補完するためのスプリンクラー機能。水源の確保と非常用電源が必要。</p>  |
| マンホールトイレ | <p>災害時における非常用のトイレで常設、貯水槽と污水管との兼用、地下埋設、ユニットやポータブルタイプ等があり、洗浄水の確保も必要。</p> <p>出典：(株)コトブキHP</p>  |
| 非常用放送設備 | <p>非常時における公園内の放送設備。平常時のシステムを活用するが、非常用電源が必要。</p>  |

| 施設 | 概要等・整備にあたっての留意点等 |
|-------------|---|
| 非常用通信設備 | <p>主として防災本部や他の防災関連施設との情報伝達に必要な設備。</p>  |
| 標識及び情報提供設備 | <p>避難時の誘導に必要な標識類。施設利用や操作等に必要な案内板等も含む。</p>  |
| 非常用電源設備 | <p>自家発電施設や太陽光、風力等を活用した「自然エネルギー活用型発電施設」。</p>  |
| 非常用照明設備 | <p>公園内及び周辺部の非常用照明灯。誘導や施設利用・操作等のために必要なものも含む。</p>  |
| 屋根付き休憩所調理施設 | <p>発災時の一時的な避難場所や復旧復興活動時の休憩・調理施設として活用。</p>  |
| 備蓄倉庫 | <p>防災活動の用に供する資材等を備蓄する。他の建築物への併設や地下式等も考えられる。</p>  |
| 公園管理事務所 | <p>施設の運用・管理等の拠点として活用。発災時の拠点施設として活用する際は非常用電源が必要。</p>  |

<参考>

一般的な導入施設の必要量の算定方法等

- 1人当たりの必要避難面積=2㎡/人以上
- 生活用水(㎡)=対象人員×1人当たりの必要水量(10~20L/人・日)×対応日数×1/1,000
- 1箇所当たりの防火・消火用水=40㎡以上(1㎡以上/分、連続40分以上取水可能なもの)
- トイレ洗浄水
=トイレ総穴数×単位水量(2,400L)×対応日数×1/1,000×余裕率(1.0~2.0程度)
- 非常用便所の必要穴数
=対象人員(同時滞在者数)×同時使用率(1穴/60~100人程度)

出典:防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン(H28)より抜粋

(7) 施設導入の視点と機能

一次避難地と地域防災拠点において、防災関連公園施設を導入する視点と機能は以下の通りです。

一次避難地

■ 施設導入の視点

- ・園路・広場他、植栽及び標識類や非常用照明等の、緊急避難等や地域の救援活動の場として必要な「防災関連施設等」が主な導入対象として考えられる。
- ・地域防災計画の救援体制等や周辺の防災関連施設との機能分担、及び当該公園の全体計画の内容等から、必要となるものを導入する。

■ 導入する機能

- ・避難、災害の防止と軽減、及び避難スペースの安全性の向上、徒歩帰宅等の支援

地域防災拠点

■ 施設導入の視点

- ・基本的には全ての防災関連公園施設が導入対象施設として考えられる。
- ・平常時には広場、グランド、駐車場など利用が細分化される場合でも、災害時には一時的な活動スペースとして活用する運用等で、必要な面積を確保する。

■ 導入する機能

- ・情報の伝達と収集、消防・救援、医療・救援活動の支援、防疫・清掃活動の支援、復旧活動の支援、各種輸送のための支援

出典:防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン(H28)より抜粋

(8)用語集

か 基本設計

建築や都市計画などの設計過程で、条件に合うように基本的な事項を決定し、図面・仕様を作製すること。工事費の概算が明らかにされ、実施設計のもとになる。

帰宅困難者

勤務先や外出先等に地震などの自然災害によって、自宅への帰還が困難になった者。

基本計画

基本構想で整理された公園整備の考え方を踏まえ、具体的な機能、設備、規模について整理したもの。

基本構想

現状や課題を把握し、上位計画における位置付け等を踏まえ、基本的な考え方や導入機能やゾーニングなど、公園整備に係る基本的な考え方を整理したもの。

建ぺい率

建築面積の敷地面積に対する割合により、建物がその敷地をどのくらい占めるかを示すもの。周辺への採光や通風、緑地や避難上の安全性の確保のために定めている。

広域避難地

大震火災等の災害が発生した場合において、主として1つの市町村の区域内に居住するものの広域的避難の用に供する場所。

広域防災拠点

大震火災等の災害が発生した場合において、主として広域的な復旧・復興活動の拠点となる場所。

さ 市街化調整区域

市街化を抑制し、農地や緑地の保全を優先する区域。基本的に建物を建てることのできない区域になっている。

事業認可

都市計画事業として都市施設の整備を行うにあたり、都市計画法の規定により施行者が認可権者よりうける認可のこと。

実施設計

基本設計に基づいて、工事の実施および工費の内訳明細書の作成ができる段階まで、設計図書を明細化する設計作業。

住区基幹公園

都市住民の安全で、快適かつ健康的な生活環境・休養・レクリエーション活動の場として、主として徒歩圏内に居住する者の日常的な利用に供する都市公園。

総合計画

市の総合的かつ計画的な行政運営を図るうえでの最上位の計画。本市では、現在は市民と行政がともに目標を共有し、より一層市民主体のまちづくりを進めるため、平成28年度を初年度とし、平成37年度を目標年次とする「第5次八潮市総合計画」を策定している。

ゾーニング

都市計画に際して、1つの都市の全体または一部を、目的・機能・用途に応じて空間として区分するため、土地の社会的条件や自然的条件を指標として地域割をする作業。

た 地域防災計画

災害対策基本法に基づき策定された計画。本市では、八潮市地域防災計画に基

づき、市民の生命、身体及び財産を災害から守り、被害を最小限にとどめることを目的に、災害予防対策、応急活動対策及び復旧・復興対策を実施する。

地区計画

住民などにより建築物の形態や用途、公共施設の配置などを詳細に定めた計画。

都市基幹公園

都市住民の安全で、快適かつ健康的な生活環境・休養・レクリエーション活動の場として、主として1市町村内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。

都市計画決定

まちづくりの計画を進めるために、法律に則して都市計画を決定する手続き。都市計画案を作成し、住民に縦覧を行い、都市計画審議会の上を承を得て、都市計画が決定される。

都市計画マスタープラン

本市の実情に即したまちづくりを総合的・一体的に進めていくために、本市の全般的な行政運営の指針である八潮市総合計画に位置付けられる目標や方針、施策のうち都市計画に関係する内容について具体的に定めている計画。

土地区画整理事業

土地所有者から土地の一部を提供(減歩)により、道路や公園を整備するとともに、個々の土地を再配置する(換地)ことにより、土地の形や大きさを整え、安全で暮らしやすいまちをつくる事業。

は **Park-PFI**
(Private Finance Initiative)

都市公園において飲食店、売店等の公園施設の設置又は管理を行う民間事業者を公募により選定する手続き。事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には特例が得られる。

ヒートアイランド

都市の気温が周囲よりも高くなる現象のこと。または、「都市がなかったと仮定した場合に観測されるであろう気温に比べ、都市の気温が高い状態」ということ。

ファニチャー

屋外装置物の総称。ベンチや街灯、案内サイン等の公園内に設置される施設を指す。

便益施設

公園施設の1つで、売店・飲食店・宿泊施設・駐車場・園内移動用施設・便所・荷物預り所・時計台・水飲場・手洗場その他これらに類するもの。

ま 緑の基本計画

市域における緑地の保全や緑化の推進について、総合的かつ計画的に進めるため、市が策定する計画。都市の緑を対象に、それらを保全・創出するための「基本理念」や「緑の将来像」、「緑の基本方針」、「計画の目標」などを定め、それを具体的に実施していくための施策を示している。

わ ワークショップ

通常の説明や議論、合意形成を行う会議ではなく、発想や議論の進行を補助する手法を用いて、参加者が水平な関係で議論や合意形成を行う会議のスタイル。



八潮市防災機能を有する公園整備基本構想

発行:都市デザイン部公園みどり課
住所:八潮市中央一丁目2番地1
電話:048-996-2111(代表)
Eメール:koenmidori@city.yashio.lg.jp